

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年4月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第6号 三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について

報告事項

- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第3号 作付変更届について
- 報第4号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 坂井浩行委員 | 2番 早川直子委員 |
| 3番 山屋和徳委員 | 4番 栞原一郎委員 |
| 5番 小池秀一委員 | 6番 志田洋一委員 |
| 7番 笹岡大介委員 | 8番 瀬高栄津子委員 |
| 9番 山倉広委員 | 10番 佐藤直人委員 |
| 12番 飛岡雅史委員 | 13番 井上利弥委員 |
| 14番 五十嵐弘作委員 | 15番 吉田昇委員 |
| 16番 鈴木範男委員 | 17番 熊倉睦委員 |
| 18番 田邊健一委員 | 19番 淡路五樹委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 11番 小師栄一委員

推進委員出席委員 16名

- | | |
|---------|---------|
| 青木誠一委員 | 岡崎耕一郎委員 |
| 川上利男委員 | 北澤正之委員 |
| 小出和哉委員 | 小林克洋委員 |
| 佐々木一光委員 | 高山弘則委員 |

中 澤 伸一郎 委員
平 松 広 之 委員
山 崎 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員

新飯田 雅 樹 委員
丸 山 由 夫 委員
山 谷 秀 昭 委員
渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 2名

駒 形 徹 委員

堀 江 義 栄 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 山 井 修
経 営 基 盤 係 長 上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任 小 柳 章 子

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時35分 三條新聞社傍聴)

議長（栗原会長）

これより総会を開会します。

(挨拶 略)

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、在任委員18名、出席16名、欠席2名で過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

6番、志田洋一委員、15番、吉田昇委員からお願いいたします。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第6号及び報第1号から報第4号までの以上10件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理権の設定等により、賃借権または使用貸借権の設定または移転するもので、同法第19条第3項の規定に基づき、三条市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。

2ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、利用権の新規設定2件、利

用権の移転2件で、合計4件、1万947平米です。

なお、利用権を設定、移転する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。番号ごとに順次説明します。

1 ページをお願いします。

1 番は、吉田地内の農地1筆、3,092平米で、新規設定をするものです。令和7年5月30日に県公告を予定しているものとなります。

2 ページをお願いします。

2 番は、福島新田地内の農地1筆、3,809平米で、新規設定をするものです。

3 番は、大宮新田地内の農地1筆、2,023平米。

4 番は、大宮新田地内の農地1筆、2,023平米。

以上2件は、利用権の移転をする者と受ける者の間の利用権の移転で、設定期間の終期については変わらず、前耕作者の残期間となります。

2番から4番までの3件は、令和7年6月27日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第3調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

最初に、第3調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、4月25日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において、栞原会長及び井上会長代理同席の下開催しました。

開会后、転用面積で1,000平米を超える案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前10時3分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会のあった案件は、利用権の新規設定2件、利用権の移転2件、合計4件、1万947平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査などの詳細説明を受け、本農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進を図り、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、適切であると考えております。つきましては、本計画（案）については原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

3ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買2件、贈与1件、合計3件、1,455平米です。番号ごとに順次説明いたします。

1番は、栗林地内の農地1筆、177平米を相続で農地を取得したが、耕作できないことから、譲渡人の要望で隣地に居住する譲受人に売買するもので、価格は総額〇〇〇円で、10アール当たり約〇〇〇円です。また、経営面積がありませんので、補足説明しますと、営農計画書の提出があり、農業経験はありませんが、農家である妻の実家の指導を受けて営農を行うとのことでした。

2番は、江口地内の農地1筆、790平米を、隣接した住宅を購入し、移住してこの土地を耕作しながら農業を営んでいきたいという譲受人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。また、経営面積がありませんので、補足説明しますと、営農計画書の提出があり、本地を耕作していた法人から指導を受けて営農を行うとのことでした。なお、譲受人は現在東京都に住んでいますが、近々転入するとのことでした。

3番は、蔵内地内の農地1筆、488平米を譲受人に貸付していたものの、譲渡人が自分で耕作できないため、譲渡人の要望で贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買によるもの2件、贈与によるもの1件、合計3件、1,455平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

4ページの欄外を御覧ください。今月の申請は1件、329平米です。

1番は、平成28年7月29日付で事業計画変更承認を受けた上保内地内の農地3筆、329平米を、7ページの議第4号の6番で農地法第5条の許可申請がなされております農地3筆、1,203平米と一体で事務所1棟と駐車場13台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR保内駅の西側400メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

また、本申請につきましては、5ページの議第4号の1番で農地法第5条の許可申請がなされています。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は1件、329平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

7ページ欄外を御覧ください。今月の申請は8件、5,652平米です。番号ごとに順次説明いたします。

5ページをお願いします。

1番は、先ほど説明いたしました議第3号の1番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

2番は、嘉坪川一丁目地内の農地1筆、292平米を売買により取得し、貸車庫3棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、にじいろ保育園の南東側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、嘉坪川二丁目地内の農地1筆、682平米を売買により取得し、既存宅地264.48

平米と一体で工場1棟、倉庫2棟及び駐車場12台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、にじいろ保育園の北側600メートル付近で、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

6ページをお願いします。

4番は、鶴田一丁目地内の農地8筆、2,156平米を売買により取得し、隣接する会社の自社駐車場40台分とその通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、県立三条東高校の東側200メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

5番は、西潟地内の農地2筆、412平米を、使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、井栗小学校の北東側200メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、議第3号の1番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

7番は、新保地内の農地2筆、331平米を、賃貸借権の設定により、住宅1棟とカーポート1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、県立三条高校の南側200メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域地内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

8番は、福島新田地内の農地1筆、247平米を売買により取得し、広告看板及び物置、各3基の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JAえちご中越あぐりセンターいちい店の南側300メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は8件、5,652平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明いたします。

8ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、1,967平米です。

1番は東光寺地内の農地1筆、62平米を、2番は荒沢地内の農地4筆、1,905平米を、それぞれ記載の事由により非農地としたいものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、1,967平米です。

いずれも申請書類を審査し、担当区域委員及び事務局職員による現地調査を実施し、事務局から詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないものと見込まれ、また周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないことから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものとなりました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(栗原会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第3調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長(栗原会長)

続きまして、議第6号『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山井事務局長)

それでは、『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』御説明いたします。

9ページの議第6号参考資料を御覧ください。

三条市食育推進及び農業振興審議会は、市長の諮問に応じ、市の食育の推進及び農業の振興に関する施策や方針などを審議する組織でございます。

現在、8番、瀬高栄津子委員に同審議会委員に就任いただいているところでありますが、4月30日で任期満了となることから、次期委員1名の推薦の依頼があったものでございます。任期は2年間でございます。

説明は以上です。

議長(栗原会長)

ありがとうございました。

三条市食育推進及び農業振興審議会委員1名につきましては、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見交換をお願いします。

しばらくの間休憩します。

(午前10時04分から午前10時05分まで休憩)

議長(栗原会長)

それでは、会議を再開します。

休憩中の意見交換に基づき、8番、瀬高栄津子委員が留任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(栗原会長)

それでは、異議ないものと認め、8番、瀬高栄津子委員を推薦いたします。

議長（栗原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第4号までの4件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号から報第4号までの3件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栗原会長）

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いします。

第1調査部会長、3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。5月26日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で総会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 栞原 一郎

議事録署名委員（ 6 番） 志田 洋一

議事録署名委員（ 1 5 番） 吉田 昇
